

1 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）新旧対照表

改 正						現 行					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
区分	単位	使用料				区分	単位	使用料			
		所在地						所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積 1平方メートル1年	300円	250円	230円	230円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積 1平方メートル1年	290円	230円	210円	210円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1本1年	680円	550円	520円	500円	倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1本1年	640円	500円	470円	460円
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
第二種電柱	1本1年	3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	第二種電柱	1本1年	3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
第三種電柱	1本1年	4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	第三種電柱	1本1年	4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
第一種電話柱	1本1年	2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	第一種電話柱	1本1年	2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
第二種電話柱	1本1年	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	第二種電話柱	1本1年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
第三種電話柱	1本1年	4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	第三種電話柱	1本1年	4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
(削除)						支線柱及び支線	1本(条) 1年	950円	740円	600円	570円
鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	1,840円	1,490円	1,400円	1,370円	鉄塔	使用面積 1平方メートル1年	1,750円	1,360円	1,280円	1,240円
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円

改 正					現 行						
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円	300円	250円	230円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	510円	400円	340円	310円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの	890円	700円	590円	540円	外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.5メートル以上0.6メートル未満のもの					外径が0.5メートル以上0.6メートル未満のもの					
	外径が0.6メートル以上0.7メートル未満のもの					外径が0.6メートル以上0.7メートル未満のもの					
	外径が0.7メートル以上0.8メートル未満のもの					外径が0.7メートル以上0.8メートル未満のもの					

改 正				現 行				
	0.4メー トル以上							
	0.7メー トル未満 のもの							
	外径が 0.7メー トル以上		1,270	1,010	840円	780円		
	1メー トル未 満の もの		円	円				
	外径が1 メー トル 以上2メ ートル未 満のもの		2,540	2,010	1,680	1,550		
	外径が2 メー トル 以上のもの		5,090	4,030	3,350	3,110		
	円		円	円	円			
	円		円	円	円			
看板	表示面積 1平方メ ートル1 年		8,010	4,730	1,510	1,040		
	円		円	円	円			
農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年		14円	11円	10円	10円		
	円		円	円	円			
土石 の採 取	たんぼ 田圃砂利	採取量1 立方メー トル					230円	
	の採取 山砂利の 採取						260円	
	その他の 土石の採 取						460円	
	円		円	円	円			
	0.4メー トル以上							
	0.7メー トル未満 のもの							
	外径が 0.7メー トル以上		1,230	970円	780円	750円		
	1メー トル未 満の もの		円					
	外径が1 メー トル 以上2メ ートル未 満のもの		2,470	1,940	1,560	1,490		
	外径が2 メー トル 以上のもの		4,930	3,890	3,110	2,980		
	円		円	円	円			
	円		円	円	円			
看板	表示面積 1平方メ ートル1 年		7,410	4,580	1,980	1,670		
	円		円	円	円			
農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年		13円	10円	9円	9円		
	円		円	円	円			
土石 の採 取	たんぼ 田圃砂利	採取量1 立方メー トル					230円	
	の採取 山砂利の 採取						260円	
	その他の 土石の採 取						460円	
	円		円	円	円			
備考 1 所在地とは、使用する箇所のある地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。				備考 1 所在地とは、使用する箇所のある地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。				

改 正	現 行
<p>(1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市<u>及び綾瀬市</u>の区域をいう。</p> <p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、<u>高座郡寒川町</u>、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、<u>綾瀬市及び高座郡寒川町</u>の区域をいう。</p> <p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、<u>三浦市</u>、秦野市、厚木市、伊勢原市、<u>南足柄市</u>、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>